

大阪府精神保健福祉審議会アルコール健康障がい対策推進部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大阪府精神保健福祉審議会条例（昭和40年大阪府条例第40号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大阪府におけるアルコール健康障がい対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、大阪府精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の下に設置する、アルコール健康障がい対策推進部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討し、審議会に報告を行う。

- (1) 「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」の策定・変更に関すること
- (2) 「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」の進行管理、実施状況の評価等に関すること
- (3) その他、アルコール健康障がい対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 部会の委員は、審議会に属する委員及び次に掲げる者のうちから、審議会の会長が指名する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 医療関係団体、福祉関係団体、医療施設等の代表
 - (3) アルコール依存症の当事者団体の代表
 - (4) アルコール依存症の当事者等の支援活動を行う団体の代表
 - (5) 酒販事業団体、外食産業団体等の代表
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他、審議会の会長が適当と認める者
- 2 部会に部会長を置き、審議会に属する委員のうち、会長が指名する者がこれに当たる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、部会の委員以外の者をオブザーバーとして部会に参加させることができる。

(委員の任期)

第4条 部会の委員の任期は原則3年とし、再任を妨げない。ただし、審議会に属する委員の任期が満了した場合は、その時点で、部会の委員の任期も満了したものとみなす。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 部会長は、部会を招集し、議事その他の会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の決議の結果等について審議会に報告するものとする。
- 6 部会の決議は、前項の報告をもって、審議会の決議とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 部会の委員及び第3条第3項に規定する「オブザーバー」の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。ただし、地方公共団体に属する職員である者に対しては支給しない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室地域保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。